

災害復旧工事の未竣工に伴う対応について

総務課
建設住宅課

1 概要

下記工事について、請負業者の契約違反(工期内未竣工)により、工期内の出来高で工事を一旦精算、残工事については、専決処分により R3 予算として対応しました。

(1) 工事名 第 575 号準用河川赤松川河川災害復旧工事(R1 R2 繰越)

(2) 契約内容

請負業者	加登脇建設(株)	
契約	当初契約	変更契約(最終)
契約日	令和 2 年 3 月 23 日	令和 3 年 3 月 24 日
請負金額	23,870,000 円	15,044,700 円
工期	令和 2 年 5 月 1 日 ~ 令和 3 年 2 月 26 日	令和 2 年 5 月 1 日 ~ 令和 3 年 3 月 29 日

2 経緯

- ・ 令和 2 年 3 月 23 日 当初契約締結
標準工期(6 箇月)及び出水期であることを踏まえ、完成を令和 3 年 2 月 26 日として契約
- ・ " 12 月 2 日 現場パトロール 工事に進捗が見られない。
- ・ 令和 3 年 1 月中旬 請負業者より工期内完了困難である旨の報告
- ・ " 2 月 3 日 変更契約(第 1 回) 令和 3 年 3 月 29 日まで工期延長
- ・ " 3 月 24 日 変更契約(第 2 回) 最終数量変更
- ・ " 3 月 30 日 請負業者より 1 工区(下流部)の未完了報告

3 現在までの対応

- ・ 3 月 30 日 出来高検査 出来高確認書の締結(3 者) 出来高 9,180,600 円
- ・ 3 月 31 日 違約金等の請求通知(合計: 1,871,570 円) 4/15 町に入金
- ・ 4 月 5 日 専決処分により残工事を予算計上
- ・ 4 月 16 日 残工事の発注 加登脇建設と随意契約
工期: 4 月 16 日 ~ 5 月 31 日 請負金額: 5,130,400 円

4 補助金の扱い

最終請負契約額に対し補助金を受領済みのため、出来高により精算予定

(1) 補助金返還額

8,808,802 円 - 6,123,460 円 = 2,685,342 円(県の検査、額の確定後返還)

(2) 現場の状況

完成工区(2 工区上流部)

未完成工区(1 工区下流部)



5 指名停止について

町が発注した建設工事において、工事完成期日までに工事が完成しなかったため、琴浦町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づき、指名停止を行ったもの。

商号又は名称	加登脇建設株式会社	代表者氏名	代表取締役 加登脇 孝彦
所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万362番地		
入札参加資格を有する業者	建設工事	有	業務委託 無
指名停止等基準	琴浦町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項別表第1第4号(契約違反)		
指名停止期間	令和3年4月21日 から 令和3年5月20日(1ヶ月間)		
事由	<p>琴浦町が発注した第575号準用河川赤松川河川災害復旧工事について、令和3年3月29日が工事完成期日であるが未完成であり、琴浦町建設工事契約約款第46条第1項第2号の規定により、令和3年3月29日付で契約を解除した。</p> <p>このことが、琴浦町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項別表第1第4項に該当すると認められることによる。</p>		
本人通知の有無	有(令和3年4月20日)		
備考	指名停止期間中における、一切の入札及び競争見積の参加、新規の契約は、特別な事情を除きできないので留意すること。		